

パネルディスカッション ●●●●●●●●●●●●●●●●



パネリスト

一般社団法人 日本病院寝具協会 副理事長
一般社団法人 日本ダイアパー事業振興会 理事長
社会福祉法人 北海道光生舎 理事長

た か え

高江

ち　お　り

智和理

略 歷

昭和 35 年、北海道生まれ。

法政大学卒業後、社会福祉法人北海道光生舎に入職。

平成 13 年より同法人理事長。

平成 14 年より日本病院寝具協会常任理事、平成 30 年より日本病院寝具協会副理事長。

令和2年より日本ダイアパー事業振興会理事長。

北海道光生舎は、身体障害者が自らの手で働く場を事業化してきた法人であり、授産施設であっても一般企業もつ企業要素を持ち、障害者と健常者が助け合いながら、自らの手で自立を勝ち取るという「企業授産」の理念の基に、利用者の自立支援と地域の障害福祉を支え、65年に至る。

新型コロナウイルス感染症の 当協会の対応

一般社団法人 日本病院寝具協会

日本病院寝具協会の対応

新型コロナウイルス感染症に関する政府関係機関等からの各種情報等を収集し適宜、当協会会員等へ情報提供。

→ 理事会等での役員への説明、支部を通じての各会員への周知、協会ホームページへの掲載等。

→ これらの情報提供は令和2年1月27日の第1報から現在も継続中。
主な情報提供の事例

4月 2日付 令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症推進本部からの事務連絡「新型」、政府は感染症「指定感染症」、検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定。政令の施行は令和2年2月1日。

平成31年4月1日現在の感染症指定医療機関の指定状況を各支部へ送付。

特定感染症指定医療機関：4医療機関(10床)

第1種感染症指定医療機関：55医療機関(103床)

第2種感染症指定医療機関：348医療機関(1,712床)

病院寝具協会の動き

2月 6日付 平成2年2月5日付厚生労働省通知「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」を各支部へ送付。
(病院寝具類のほかホテルリネン等も扱う会員を特に対象として)

2月25日付 厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の影響により不足する物資等の調査が有り、マスクや手袋などを登録(令和2年3月と7月の2回登録) 未だ補充無し。

4月 2日付 令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付を受け各支部へ送付。
具体的な内容は、医療提供体制(入院)については、入院患者が増大し、重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合に対応するマニュアル。

病院寝具協会の動き

4月23日付 理事長通知「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う寝具類の取扱いについて」を全会員へ送付。
具体的な内容は、「新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について」(お客様へのお願い)の周知。

4月24日付 令和5年7月57日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」が各自治体衛生主管部(局)あてに発出。具体的な内容は、今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、医療機関において消毒作業に係る負担が増大していることを踏まえ、未消毒の洗濯物をやむを得ない場合に該当するものとして外部委託を認めるもの。

病院寝具協会の動き

6月22日付 各支部事務局長に対し、令和2年4月23日付理事長通知「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う寝具類の取扱いについて」及び令和2年4月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」の発出後の当協会会員及びお客となる医療機関からどのような反応があったのか情報収集。

具体的な内容は、令和2年7月17日付の「各支部からの情報提供に基づき要約整理」

10月14日付 令和2年10月14日付健康局長通知「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について(施行通知)」(併せて省令改正も)を受け、各支部へ送付。具体的な内容は、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置について見直しを行ったもの。

個別案件

(1)ダイヤモンドプリンセス号の事例(横浜港入港:令和2年2月3日~3月1日(乗客、乗員全員の下船完了→4月15日までの新型コロナウイルス感染症感染者(確定症例712例))

◎船内の洗濯工場乗組員の疲弊が甚だしいため、外部委託(シーツ6,000枚の洗濯)の要請あり。

2月12日:厚労省医政局地域医療計画課川畑医療関連サービス室長より。
(国土交通省→厚労省生活衛生課→同省医政局川畑室長→当協会へ)

2月12日:(株)ウイルヘルム・シップス・サービス吉田氏より

2月15日:厚生労働大臣政務官(参)自見はなこ議員より。

結果 :上記3者からの要請を受け、当協会内で引受可能か否か検討中にこの話は立消えになってしまった。

個別案件

(2)東京都、厚労省生活衛生・食品安全課検疫所業務管理室からの事例

◎いずれも厚労省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」に基づく要請。

3月26日: 検疫所業務管理室より海外から入国する者については、全員PCR検査を行い、結果が出るまで埼玉県和光市にある「国立保健医療科学院」の寄宿舍に留め置くこととなった。このため、150組の寝具類の洗濯要請。

4月3日: 東京都より都内に借り上げた軽症者の療養用のホテル2ヶ所(100室分)の寝具類の洗濯要請

結果 : 上記2者からの要請を受け、当協会内で引受可能か否か検討中にこの話は立消えになってしまった。

個別案件

現時点におけるまとめ

(1) 中国に端を発し、現在も世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた病院寝具類洗濯業務の本年1年間(令和2年1月～12月)のここまでの動向を振り返ってみる。

第1波から第3波(現在継続中)までの大きなうねりが続いている中、一番苦労したのが第1波の始まりからその頂点に至る4月下旬までの間、当協会会員と各医療機関等との間で使用済みのシーツ等の洗濯物の受取りに当たり消毒済みか否かで、受け取れ受取れないで大いにもめたことがあげられる。この問題については、当協会と厚労省医政局との間で何度も調整協議を進め現状を見据えた形での通知(別紙資料8及び9参照)を発出することができ、現在は概ねこの通知に沿った形で業務が実施されているところである。

現時点におけるまとめ

(2) 反省点として、上記の(1)の問題については、当協会会員と各医療機関等の双方が平成5年2月15日付の厚生省健康政策局長通知に明記されている「委託できる寝具類の範囲」を改めて認識する必要がある。

「医療機関側が洗濯を委託することができる寝具類(感染症の病原体に汚染されたもの(恐れのあるものを含む))は、一部の例外を除いては病院内で消毒されたもの。また、当協会会員としては未消毒のものを受託することはできないと考える。」この認識に反することは、双方とも通達違反(法令違反?)になるのではないかと考える。

(3) 未だ新型コロナウイルス感染症の収束の見えない中ではあるが、現時点までの経験などを踏まえ、当業界としては今後に向けてどのような対策等を講ずべきかを別紙資料11も参照にしながら考えていくことが必要と思われる。

現時点におけるまとめ

<例えば>

- ・今回の教訓を踏まえ、医療法の省令改正(医療機関における消毒設備等の 必置義務等←特に感染症指定医療機関等)を要望する。

- ・各医療機関等にお願ひし、協会会員の従業員も感染症対策の勉強会などに参加させてもらひ知識や技術の習得につなげる。

- ・協会会員の多数の従業員も中々表には見えないが、医療機関の医療従事者と同様、感染にさらされる危険な業務を担っていることから、マスク、手袋等十分な防護衣等の配布や危険手当のような支給の対象になるよう自治体や国に対し要望する。

- ・当協会としては、別紙資料11にも掲記されているが、当協会の8支部の中にはいくつか、会員と地元医療機関との連携がよく取れている事例も見受けられるのでその要因の分析も必要。

テレビ朝日・サタデーステーション12月26日(土)で放映された(株)東基 板倉工場の様子と矢部社長のコメント。



ご清聴ありがとうございました。

一般社団法人 日本病院寝具協会